

# 畜産会 経営情報

NO.  
**405**

令和 5 年  
8 月 20 日

公益社団法人 **中央畜産会**  
Japan Livestock Industry Association

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2 丁目 16 番 2 号 第 2 デーアイシービル 9 階  
TEL.03-6206-0846 FAX.03-5289-0890  
URL <https://jlia.lin.gr.jp>

## 主な記事



### 1 畜産学習室

**畜産特別資金借受者への経営改善指導(第 14 回)  
～福岡県における畜産特別資金借受者への取り組み～**

(公社) 福岡県畜産協会 武谷 晃

### 3 行政の窓

**消費税のインボイス制度が始まります！**

農林水産省畜産局企画課 金融・税制班

### 2 畜特資金情報

**令和 4 年度上期における畜産特別資金等借入者の  
計画達成に係る実績点検結果の概要について①**

(公社) 中央畜産会 資金・経営対策部

### 4 お知らせ

**各種交付金単価の公表について**

## 1 畜産学習室

# 畜産特別資金借受者への経営改善指導(第 14 回) ～福岡県における畜産特別資金借受者への取り組み～

(公社) 福岡県畜産協会 武谷 晃

## はじめに

福岡県は温暖な気候で、筑後川、遠賀川をはじめとする河川沿いに広がる平野から、筑紫山地、筑肥山地等の山地まで変化に富む地形を有し、筑前海や有明海等といった特徴ある水域にも恵まれており、これらの自然豊かな環境を生かして、多様な農林水産業が展開されています。

本県の家畜飼養頭羽数は令和 4 年 2 月 1 日時点で、乳用牛 1 万 1982 頭、肉用牛 2 万 2380 頭、豚 8 万 142 頭、採卵鶏 3142 万羽、

ブロイラー 114 万羽となっています。一方、飼養戸数は、乳用牛 181 戸、肉用牛 181 戸、豚 44 戸、採卵鶏 75 戸、ブロイラー 35 戸となっています。また、耕地面積は、令和 3 年 7 月現在で 7 万 9300ha となり、耕地のうち水田が 6 万 4000ha と 80.6% を占め、飼料作物の作付面積のうち、水田の割合は 90% を超え、他県と比べ高いことが特徴となっています。

## 借受者の動向について

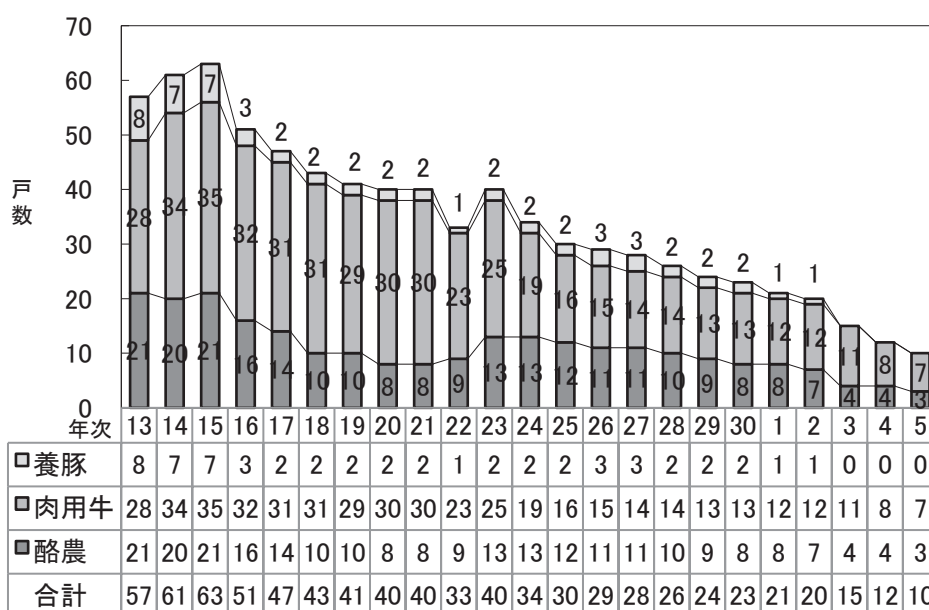
畜産特別資金等（以下、「畜特資金」という）の借受者数は、平成 15 年に 63 戸ありましたが、令和 5 年期末時点で 10 戸まで減少しており（図 1）、県内の畜産農家戸数当たりの借受農家割合も、各畜種において半分以下に減少しています（図 2）。

次に、各年度における新規貸付（既存畜特借受者含む）戸数は、配合飼料の高騰が始まった直後の平成 20 年度から急増し、特に平成 21 年および 22 年に措置された「畜産経営維持緊急支援資金」、平成 24 年度に措置された「畜産経営改善緊急支援資金」等によ

り急増しましたが、以降は年間 0～2 戸の貸付となっています（図 3）。

経営類型ごとの資金利用状況を見ると、酪農経営においては、一頭当たりの総負債額は年々増加しており、令和 3 年末時点では過去最大となっています。一方で、総負債残高のうち畜特資金残高が占める割合は 53.2%と年々減少しており、畜特資金以外の負債が増加傾向となっています（図 4）。肉用牛肥育経営においては、1 頭当たりの総負債残高は、令和元年をピークに減少傾向にあり、総負債額に占める畜特資金の割合は 17.7%と酪農と比較すると、他の資金との併用が認められる結果となっています（図 5）。

（図 1）経営別農家戸数の推移（期首）

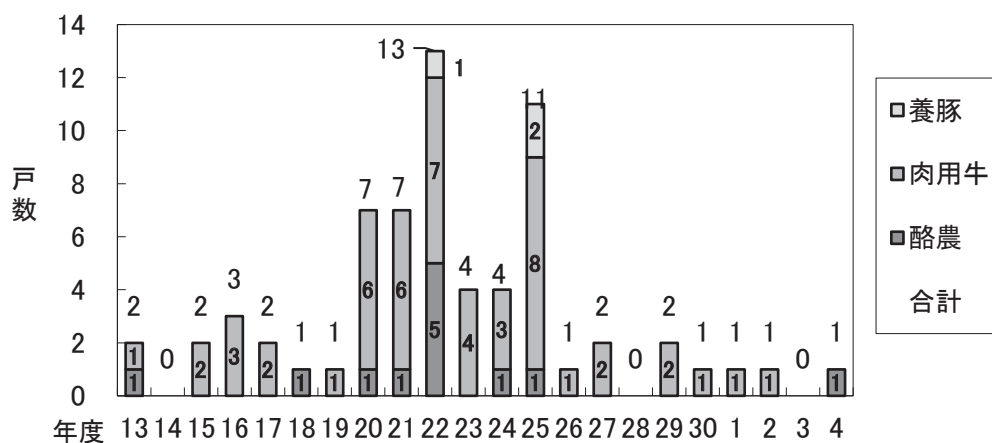


（図 2）畜産農家戸数当たりの借受農家戸数割合

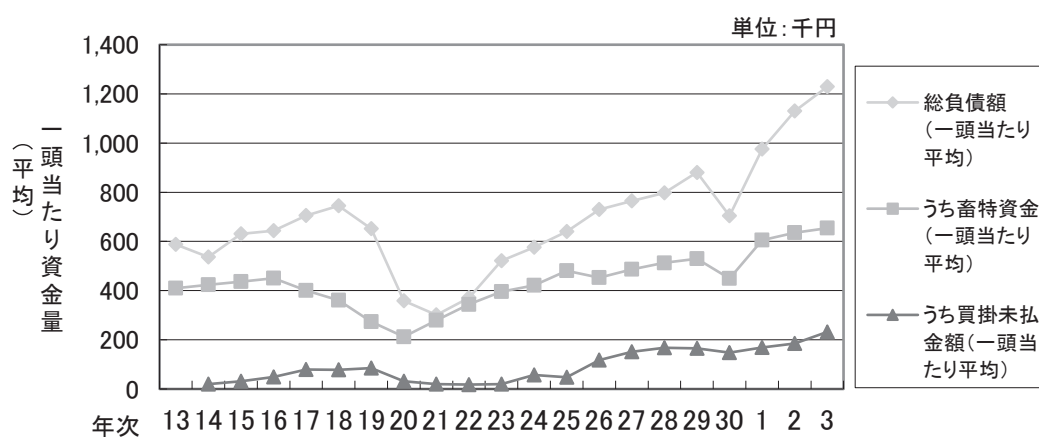
|     | H13  |       |       | R4   |       |      |
|-----|------|-------|-------|------|-------|------|
|     | 飼養戸数 | 借受者戸数 | 割合    | 飼養戸数 | 借受者戸数 | 割合   |
| 酪農  | 477  | 21    | 4.4%  | 181  | 4     | 2.2% |
| 肉用牛 | 248  | 28    | 11.3% | 188  | 8     | 4.3% |
| 養豚  | 98   | 8     | 8.2%  | 44   | 0     | 0.0% |
| 合計  | 823  | 57    | 6.9%  | 413  | 12    | 2.9% |

※飼養戸数については、「家畜飼養頭羽数（令和 4 年 2 月 1 日現在）」福岡県農林水産部畜産課調べより

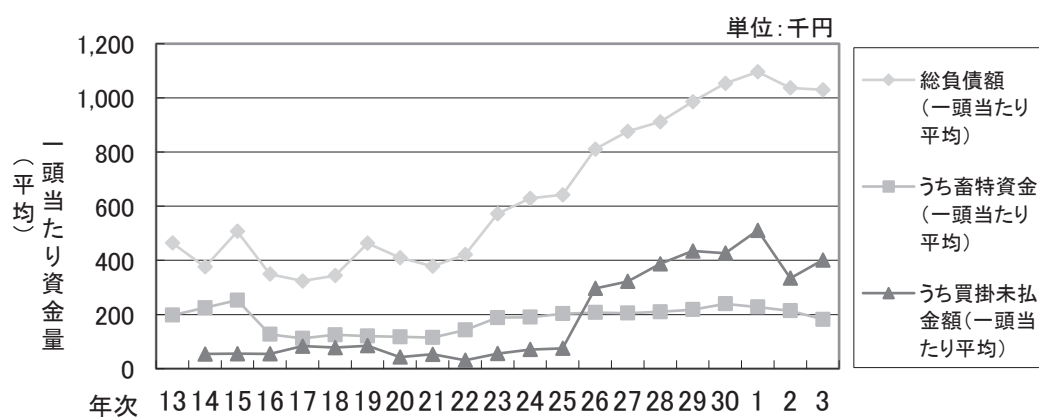
(図3) 経営別新規貸付(既存畜特借受者含む)農家戸数



(図4) 酪農経営の資金状況



(図5) 肉用牛肥育経営の資金状況



このことから、畜特資金借受者数は減少していますが、昨今の新型コロナウイルスによる影響や飼料費等の高騰による生産費用の増加等、畜産を巡る情勢は厳しさを増しており、経営状況が悪化している経営体が多くなっています。

そのような状況下における、福岡県の指導体制等について紹介します。

### 事業推進体制

福岡県では、畜特資金事業の適正・円滑な実施、借受者の経営改善を促進するための指導助言および関連する調査を行い、もって畜産経営の健全な発展に資することを目的とした、福岡県大家畜・養豚特別支援協議会（以下、「支援協議会」という）を設置しています。

支援協議会の構成団体は、福岡県農林水産部畜産課、福岡県農林水産部経営技術支援課、福岡県農業協同組合中央会、福岡県信用農業協同組合連合会、福岡県農業信用基金協会、全国農業協同組合連合会福岡県本部、ふくおか県酪農業協同組合、福岡県畜産事業協同組合、株式会社日本政策金融公庫福岡支店、本会の10団体となります。

主な役割としては、支援協議会を開催し、指導対象農家の選定や指導方針等を検討、審査会と連携し経営改善計画達成に係る指導や融資機関の指導体制への指導等を実施しています。

### 融資機関（JA）への指導および支援

現在、畜特資金を貸付けている融資機関は5機関となっており、支援協議会では、令和元年度から実施している畜特資金等借入者指導チェックリストに基づき、融資機関の指導・連携体制の確認を実施しており、その結果をもとに、毎年1機関の選定を行い、現地指導を実施しています。本来、畜特資金は長期低利の借換資金と経営改善指導を一体的に講じて畜産経営の経営改善を図ることを目的としていますが、融資機関にとっては、農信基保証により貸付リスクが軽減されるという意識の方が強く、重要な指導面について融資機関でばらつきが生じているのが現状です。経営改善において、PDCAサイクルによる経営管理が基本となりますが、借受者の意識改革も必要不可欠であり、そのためには、借受者にとって一番身近な存在である融資機関（JA）の関わりが重要となります。

本県では、昨年、融資機関の指導体制強化を目的として、指導体制が整っている融資機関の指導者を講師に招き、研修会を開催しました。他の融資機関の指導体制等を聞く機会というのはあまりなかったため、各々抱える課題や対応策等の意見交換が行うことができ、非常に有意義なものになりました。中でも印象に残っていることは、担当の入れ替わりの多いJAにおいて、業務上の引き継ぎはできたとしても、借受者との信頼関係まで引き継げるものではないということです。経営管理を行う中で、生活費を抑えるということは非常に難しく、特に畜特資金においては、

生活管理まで必要となる場合もあり、そこを把握するためには、信頼関係が構築されてないと難しいと感じました。そういった現場の声が聞ける場を設けることは今後も必要であるため、引き続き支援協議会としても、融資機関の指導体制強化に向けてバックアップしていきたいと思います。

### 現地指導について

本会では、畜特資金事業の指導事業を担っており、内容については下記のとおりです。

#### (1) 改善計画作成指導

新規貸付者を対象に、融資機関が作成した経営計画に対し、ヒアリングおよび審査会を実施します。また、必要に応じて、事前に融資機関および県関係機関（普及指導センター、農林事務所）等と協力し、借受者の経営状況の把握等、経営計画作成段階から関わる場合もあります。

#### (2) 改善計画見直指導

見直し期間対象の借受者に対し、(1) 同様の対応を実施します。現在は、6戸の借受者に対して実施しています。

#### (3) 改善計画達成指導および濃密指導

全ての借受者に対し、計画達成のための経営分析に基づく指導等、最低でも年1回は借受者または融資機関に対して実施しています。また、特に指導の必要性が高い借受者を支援協議会で濃密指導農家として選定し、重

点的な指導を実施しています。現在は、2戸の借受者を対象に、融資機関、普及指導センター、農林事務所、飼料会社、本会等とで、毎月および四半期に1度検討会を実施し、月次モニタリングを行っています。

経営計画の作成や審査する際に気をつけている点は、①目標値が達成可能な目標値になっているか、②目標達成に向けて具体的な行動計画が立てられているか、③経営者の考えが反映されているか、④相場予測に統一性があるか、等を注視しながら、経営改善計画が単なる青写真にならないよう努めています。

### おわりに

畜特資金は早期利用につなげることが理想とされていますが、最終的な手段として利用されるというケースが多いのが現状です。その背景には、他の低金利資金の利用や手続きの煩雑さ等が原因になっていることが予想されますが、「後ろ向き資金」というイメージが強いことも影響していると考えます。昨今の畜産情勢を考えると、畜特資金の需要も高まることが予想されますが、需要の高まり＝利用が増えるわけではないと思います。しかし、経営改善の選択肢としては有効な1つの手段になると思いますので、今後も県全体の指導体制の強化と同時に、「後ろ向き資金」を少しでも「前向き」に捉えてもらえるように、引き続き業務推進に取り組んでいきたいと思っています。

(筆者：(公社)福岡県畜産協会 経営指導部主任)



## 2 畜特資金情報

# 令和4年度上期における畜産特別資金等借入者の計画達成に係る実績点検結果の概要について①

(公社) 中央畜産会 資金・経営対策部

### 1 本点検の概要

- (1) 本実績点検は、畜産特別資金融通事業実施要領の規定に基づき、畜産特別資金等借入者の経営改善計画に対する令和4年度上期(1月～6月)の達成状況を把握し、その後の経営改善指導につなげることを目的に道府県畜産協会等が実施しているものです。
- (2) この点検結果について、21道府県畜産協会等からの報告417戸【畜産特別資金〔経営改善支援資金、特別支援資金、特別支援(新)資金、改善緊急支援資金、特別支援(改)資金〕、畜産経営維持緊急支援資金(以下、「緊急支援資金」という)】に基づき取りまとめを行いました。

### 2 集計・取りまとめ方法

- (1) 道府県畜産協会等から報告されたデータ「実績点検集計表」を集計システムソフトにより、畜産特別資金および緊急支援資金ごとに大家畜【酪農、肉用牛〔肉専繁殖、肉専肥育、乳用肥育、哺育育成〕】、養豚【一貫、肥育】のデータ集計表を作成しました。
- (2) (1)のデータ集計表を酪農、肉用牛、

養豚ごとに集計し、計画に対する進捗状況について取りまとめを行いました。その取りまとめ結果の概要は3のとおりです。

- (3) 実績点検結果の集計に当たって、報告のあった中で実績等が未入力で年間計画と比較できない調査農家等については集計に反映できませんでした。

### 3 結果概要

【令和4年度上半期における畜産特別資金等借入者の計画達成に係る実績点検結果要旨】

- 酪農経営の上半期実績について、全国計(一戸当たり)では畜産部門収入が年間計画の50%を下回り、畜産部門支出も年間計画の50%を下回っています。償還財源は年間計画の7.9%と50%を確保していない状況です。飼料、資材の高騰の影響や疾病および管理不足により生乳生産量が減少したことが要因です。
- 肉用牛経営の上半期実績について、全国計(一戸当たり)では畜産部門収入が年間計画の50%を下回り、畜産部門支出も年間計画の50%を下回っています。償還財源は年間計画の50.5%と50%をほぼ確保

している状況です。一方、飼料価格の高騰やもと牛価格上昇などの影響を受けて償還財源が年間計画の50%を確保していない農家が50%弱存在します。

- 養豚経営の上半期実績について、全国計（一戸当たり）では畜産部門収入が年間計画の50%を上回り、畜産部門支出も年間計画の50%を上回っています。償還財源は年間計画の50%となっています。一方、飼料価格の高止まりや繁殖成績低迷による出荷頭数減少の影響を受けて償還財源が年間計画の50%を確保していない農家が50%強存在します。

#### （１）酪農経営

##### ア 計画に対する進捗状況（表１）

- ① 報告があった農家数146戸の一戸当たりの実績は、飼養頭数は114.1頭（計画対比100.6%）で、畜産部門収入は38,985千円（同47.4%）、畜産

部門支出は37,754千円（同49.7%）、家計費は3,308千円（同56.5%）となり、償還財源は435千円（同7.9%）となっています。

- ② 北海道の一戸当たりの実績は、飼養頭数は167.2頭（計画対比100.2%）で、畜産部門収入は52,221千円（同47.2%）、畜産部門支出は53,492千円（同49.0%）、家計費は4,360千円（同52.8%）となり、償還財源は▲1,599千円（同▲61.5%）となっています。
- ③ 一方、府県の一戸当たりの実績は、飼養頭数は56.3頭（計画対比102.1%）で、畜産部門収入は25,190千円（同47.7%）、畜産部門支出は21,351千円（同51.5%）、家計費は2,256千円（同65.1%）となり、償還財源は2,555千円（同29.8%）となっています。
- ④ 全国の償還財源の進捗率は、25%以下の農家が66戸（45.2%）、25～

（表１）酪農経営の資金別計画達成の進捗状況（一戸当たり）

（単位：千円、%）

| 区 分 | 資 金 名  | 集計<br>戸数 | 飼養頭数  |       | 畜産部門収入 |      | 畜産部門支出 |      | 家計費   |      | 償還財源   |       |
|-----|--------|----------|-------|-------|--------|------|--------|------|-------|------|--------|-------|
|     |        |          | （平均）  | 計画対比  | （平均）   | 計画対比 | （平均）   | 計画対比 | （平均）  | 計画対比 | （平均）   | 計画対比  |
| 北海道 | 畜産特別資金 | 75       | 167.2 | 100.2 | 52,221 | 47.2 | 53,492 | 49.0 | 4,360 | 52.8 | ▲1,599 | ▲61.5 |
|     | 緊急支援資金 | -        | -     | -     | -      | -    | -      | -    | -     | -    | -      | -     |
|     | 計      | 75       | 167.2 | 100.2 | 52,221 | 47.2 | 53,492 | 49.0 | 4,360 | 52.8 | ▲1,599 | ▲61.5 |
| 府 県 | 畜産特別資金 | 38       | 65.2  | 98.4  | 28,542 | 45.3 | 24,143 | 49.7 | 2,222 | 59.9 | 2,958  | 24.9  |
|     | 緊急支援資金 | 33       | 45.7  | 108.8 | 21,331 | 52.0 | 18,136 | 54.5 | 2,295 | 72.1 | 2,090  | 44.0  |
|     | 計      | 71       | 56.3  | 102.1 | 25,190 | 47.7 | 21,351 | 51.5 | 2,256 | 65.1 | 2,555  | 29.8  |
| 計   | 畜産特別資金 | 113      | 133.6 | 99.9  | 44,187 | 46.8 | 43,534 | 49.1 | 3,614 | 54.2 | ▲53    | ▲0.9  |
|     | 緊急支援資金 | 33       | 45.7  | 108.8 | 21,331 | 52.0 | 18,136 | 54.5 | 2,295 | 72.1 | 2,090  | 44.0  |
|     | 計      | 146      | 114.1 | 100.6 | 38,985 | 47.4 | 37,754 | 49.7 | 3,308 | 56.5 | 435    | 7.9   |

50%未満が18戸(12.3%)、50%以上が62戸(42.5%)となっています。

イ 計画に対して進んでいない要因等(主な事例:以下同じ)

〔畜産部門収入〕

① 生産量減少等による販売収入の減少

- ・乾乳が多く、搾乳牛が減少しており生産量が減少したことにより減収
  - ・本人は入院中で、家族(妻・息子)の体調不良も続いていることから、個体管理ができず死亡事故等が相次ぎ収入減
  - ・牛床に乾乳および育成牛もあり、実際には搾乳頭数を確保できていないことから減収
  - ・普段は集乳の運転手を行いながら飼養管理を行っているため、飼養管理に課題があり生産量が減少
  - ・分娩間隔が長く個体成績も悪いことから減収
  - ・経産牛事故、オス子牛出生により後継牛が確保できないこと等により経産牛頭数が減少したため収入が減少
  - ・安価な国産飼料の導入により乳量が減少し減収
  - ・ミルクローリー廃棄事故等により販売量が減少し減収
  - ・コロナ禍で移動の自粛等があったため出荷が減少し減収
  - ・乳質不良による乳代の減少
- ② 疾病、死亡等による飼養頭数、生乳生産量の減少
- ・下痢が続く経産牛からサルモネラ菌

が検出され、感染牛の早産や子牛の出荷制限などが発生したことからの飼養頭数、生乳生産量が減少

- ・分娩時の筋断裂等による事故廃用により経産牛頭数が減少したことによる生産乳量減産に伴う乳代の減収
  - ・ヨーネ病の法定検査において、経産牛4頭が陽性となり、殺処分となったことで乳量が減少
  - ・搾乳牛のウィルス性感染症拡大により乳房炎が多くなり年度当初において乳量が減少
  - ・牛体の損傷や肢蹄病が発生し頭数および乳量が減少
  - ・乳房炎の多発による個体乳量の減少
  - ・疾病の回復に時間を要していることから乳量が減少
  - ・ツメより雑菌が侵入し蹄病・起立不能が発生したことから乳量が減少
  - ・畜舎の老朽化から乳牛が快適な行動を妨げられ疾病を誘発し乳量が減少
- ③ 自給飼料生産の減少等
- ・自給飼料の品質等による影響もあり、個体乳量が計画通り伸びなかった

〔畜産部門支出〕

- ・飼料代の高騰と作業委託料により、経費が大幅に増加
- ・増頭に伴い預託料や飼料費が増加したことで経費が増加
- ・子供たちが中学生になり教育費が増加
- ・医療費の影響が大きく、家計費が増加



## ウ 地域で実施した指導と今後の対応

## ① 経営・資金管理等の指導

- ・飼料が高騰している中、飼料費と乳量とのバランスを考慮し、利益の残る経営への見直しを指導
- ・経営継続に向けた運転資金需要がある場合は、早期に相談するよう指導
- ・計画的な個体販売を実行することで延滞を解消するよう指導
- ・共済見直しによる掛金負担軽減ならびに、返戻金にて乳用雌牛供給事業の繰上げ償還、廃用牛代を含む販売代金の一本化を実施
- ・貸付金および購買未収金の状況確認のため、毎月総与信会議を開催
- ・経営状況に問題・変化が発生した場合にはすみやかに JA へ相談・連絡をするよう指導
- ・農家支援対象先として、年間計画に沿った経営改善の指導
- ・機械の保管・管理を適切に実施するなど基本の励行で費用削減に取り組むよう指導

## ② 飼養技術・管理等の指導

- ・AI・ET を活用し、優良子牛の生産と早期出荷に向け指導
- ・導入牛については事故が多いことから、後継牛の自家育成や性選別精液を利用した後継牛確保に努めるよう指導
- ・個体毎の繁殖成績を分析、情報を共有し、分娩間隔の短縮化と、繁殖成績の優良な血統の自家保留確保を図

## るよう指導

- ・預託を積極的に行うことで牛舎スペースを確保するよう指導
- ・早期発情発見が条件となることから、日々の観察の励行を図るよう指導
- ・引続き牛群検定を参考にした個体管理を徹底するよう指導
- ・発情兆候センサー（Farmnote Color）を活用した牛の発情発見や搾乳作業により各個体の健康状態の把握・管理の徹底を指導

## ③ 疾病、事故低減対策等の指導

- ・個体管理の徹底と死亡事故等の予防、早期治療に重点をおき指導
- ・白血病が数頭散見されており（令和2年～令和4年）、頭数が増加していないことから本件の要因や今後の対策についても検討するよう指導
- ・畜舎内のふんの処理状況や、堆肥舎の使用状況も確認し、コントラクターの圃場への早期運搬を促し清潔状態を保持するよう指導
- ・乳房炎対策として、ノコクズへの石灰攪拌を開始
- ・牛舎内の飼育環境の良好さを保つよう指導

## ③ 自給飼料の確保等の指導

- ・飼料の高騰対策として TMR センターの飼料の見直しを指導
- ・自給飼料の確保として、耕種農家と連携した WCS 用飼料イネ栽培に取り組むよう指導
- ・土壌診断・改良・防除および適期播

種と併せて良質自給飼料生産に努めるよう指導

- ・耕作放棄地を利用して飼料作物面積を拡大するよう指導
- ・デントコーン作付による自給粗飼料の増加により飼料費削減に努めるよう指導

## エ 県協議会の指導・支援事項

### ① 経営・資金管理等の指導

- ・経営状況や融資機関の指導状況について関係機関が情報共有する
- ・労働力に合った飼養頭数に見直すために、融資機関の役員も同行してもらい、意識改革も含めた指導を実施
- ・労働力軽減のためにキャリアレールを導入するなどの投資も視野に入れて指導

### ② 飼養技術・管理等の指導

- ・毎月1回の経営会議に関係機関や近隣農家が参集し、技術的に多岐にわたる指導を実施
- ・2産目以降の事故や長期不受胎もあるので、分娩後の飼養管理をしっかりするよう指導
- ・受精卵の受胎率が良いのであれば、授精師と相談するよう指導
- ・牛舎周りにミントを植えるとアブがよってこないことから、ぜひ検討するよう指導
- ・性判別精液を使って、育成牛を確保し頭数を減らさないよう指導
- ・バケット搾乳が3カ所と作業効率が悪いいため、搾乳作業での効率化を検討

討するよう指導

### ③ 疾病、事故低減対策等の指導

- ・ホルス交配をする場合、耐疾病成分の改良効果の高い種雄牛を授精師に相談をするよう指導
- ・通いなので牛を見る時間を増やし、個体乳量25kgを目標とし、飼養管理と乳房炎の牛の治療を行うよう指導
- ・体細胞について、検定成績も見ながら乾乳期間中にしっかり治療するよう指導
- ・牛床を生乳で漏らし汚すようだと乳房炎に罹患しやすいので、気を付けるよう指導

### ④ 自給飼料の確保等の指導

- ・草地の耕起、もしくはサブソイラで土壌に空気を入れるよう指導
- ・収穫した草の分析値で硝酸態窒素、カリウム濃度が高かったようなので、苦土石灰やカリウムが含まれないNP肥料を散布するよう指導
- ・採草地の集約を検討するよう指導
- ・自給飼料の数量・品質を高めるよう指導
- ・粗飼料の刈り遅れ傾向があるため、適期刈りに向け指導

—つづく—

#### 問い合わせ先

(公社) 中央畜産会 資金・経営支援部

担当：小林

TEL：03-6206-0833

FAX：03-5289-0890

## ●中央畜産会からのお知らせ●

# 日本飼養標準・肉用牛 — (2022年版) —

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 編

A4判304ページ 養分要求量算出・飼料設計診断プログラム付き

価格：定価4,400円(税込・送料別)



日本飼養標準は、わが国で飼養されている家畜・家禽の成長過程や生産性などに応じた適正な養分要求量を示したもので、わが国における家畜飼養管理の基本であり、生産現場をはじめ行政、普及、教育等の分野で幅広く活用されています。

「日本飼養標準・肉用牛」は前回改訂された2008年以降、国内外での新たな研究成果が得られ、畜産物需要の拡大に対応するため増頭・増産、牛肉の輸出拡大を反映した肉用牛の新たな飼養管理システムが模索されています。また、輸入飼料価格の高騰に伴い、飼料自給率向上への取り組みが一層求められています。

今般、これらの情勢の変化に対応するために「日本飼養標準・肉用牛」を14年ぶりに改訂しました。肉用牛経営者や支援・指導者必携の1冊です。

## 改訂の主な内容

- 肥育終了時体重の大型化に対応したエネルギーや蛋白質の養分要求量の見直し
- 現在の牛に対応した乾物摂取量推定式の見直し
- 自給飼料の利用拡大を図るために、肥育経営における自給粗飼料、自給濃厚飼料および製造副産物の飼料利用に関する解説の拡充
- 環境負荷物質の低減を考慮し、ふん尿、窒素および無機物排せつ量の低減やメタン抑制に関する解説の充実
- 肉用牛生産の低コスト化に向け肥育期間短縮に関する解説
- 放牧牛の養分要求量の基礎的知見の見直し
- 技術的な変化が著しい哺育期の飼養管理について新たな知見の紹介
- 養分要求量の計算ソフトと飼料成分表のバージョンアップ

お問い合わせ・お申込みは下記まで

公益社団法人中央畜産会 経営支援部 (情報)

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-16-2 第2 ディーアイシービル 9 階  
TEL: 03-6206-0846 FAX: 03-5289-0890 Email: book@jlia.jp

## 行政の窓

令和5年10月1日から

## 消費税のインボイス制度が始まります！

## インボイス制度（適格請求書等保存方式）のポイント



事業者が消費税の仕入税額控除を行うためには、**インボイス（適格請求書）**が必要になります。



**免税事業者とインボイス発行事業者の登録をしていない課税事業者は、インボイスを発行できません。**

## 課税事業者の方は…



- ・インボイス発行事業者となるため、**税務署長への申請登録が必要です。**

## 免税事業者の方は…



- ・免税事業者が販売した家畜や飼料等はインボイスが発行されないため、**課税事業者は仕入税額控除ができません。**

▶ 仕入税額控除ができない分、**取引価格に影響が出る可能性**があります。

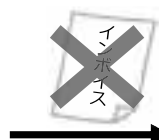
▶ **免税事業者の方におかれましては、経営実態に応じて課税事業者への移行をご検討ください。**

## インボイス制度開始後の取引のイメージ（肉用牛における事例）

繁殖経営・酪農



免税事業者



肉用牛肥育経営



課税事業者

仕入税額控除  
ができない

産地食肉センター



課税事業者

仕入税額控除  
が可能

仕入税額控除とは、納付する消費税の計算方法

**売上げの消費税額－仕入れや経費の消費税額＝納付する税額**

📖 制度の詳細、経過措置については裏面をご覧ください！

## 免税事業者の方は…

- ・基準期間（※）における課税売上高が1,000万円以下でも、課税事業者を選択することができます。
- ・基準期間（※）における課税売上高が5,000万円以下であれば簡易課税制度を選択することができます。

※個人の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度

簡易課税制度を選択した場合の計算方法

**売上げの消費税額 - (売上げの消費税額 × みなし仕入率) = 納付する税額**

- ・売上税額から納付税額の計算が可能
- ・飲食料品の譲渡に係る事業を除く農林水産漁業の「みなし税率」は70%

売上税額の3割

## ＜インボイス制度開始後の経過措置＞

New!!

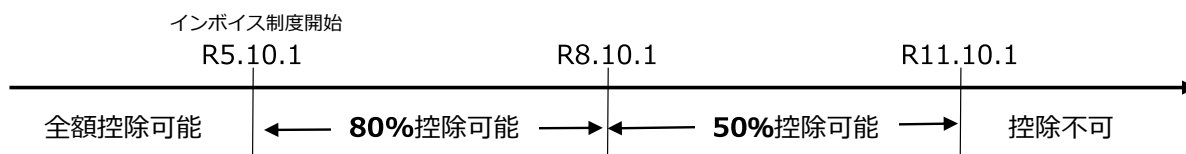
令和5年度  
税制改正で決定

○小規模事業者に対する負担軽減措置（売手に対する経過措置）

免税事業者がインボイス発行事業者となった場合、  
納税額が売上税額の2割に軽減されます。（令和8年9月末まで）

○免税事業者等からの課税仕入れにかかる経過措置（買手に対する経過措置）

インボイス制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れ  
について、仕入税額相当額の一定割合の控除が可能です。



## ＜制度に関するご案内＞

○国税庁 インボイス制度特設サイト

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

○国税庁 インボイスコールセンター

0120-205-553（無料）【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

※もしくは、お近くの税務署にご相談ください。

○農林水産省 消費税のインボイス制度



申請手続き  
の詳細は  
こちら



農林水産省  
消費税のインボイス制度



# 畜産映像情報

# がんばる! 畜産! 6



日本中央競馬会  
特別振興資金助成事業

今、畜産業は担い手不足や国際化の進展など、大きな変化の局面にあります。そんな中、飼料を自ら生産したり、省力化を図ったりと、さまざまな工夫で素晴らしい経営を行っている生産者がたくさんいます。

このサイトでは、そうした各地の優れた畜産経営や、後継者の活躍、おいしくて安全な畜産物を消費者の方々に届けるまでを映像で紹介します。

この映像情報を生産者の方はもとより消費者の方々と共有することで、元気で健全な畜産の発展につなげることを目指しています。



## 畜産トレンド発見!

このコンテンツでは、生産現場での省力化技術や、飼料用米やエコフィードなどの活用による飼料コスト削減など、「技術」に着目して各地の事例を紹介します。

### ●配信中的内容●

総集編②全国和牛能力共進会に向けて取り組む高校生たち／都市の中での乳肉複合による多角経営／総集編①自給飼料生産に取り組む生産者たち ほか

## ドキュメント! 畜産の新主役たち

このコンテンツでは、畜産物の安全性確保や6次産業化の取り組み、女性、障がい者など多様な担い手の活躍を「人」に着目して紹介します。

### ●配信中的内容●

安全で美味しい畜産物を消費者に届けるための認証制度 農場HACCP／畜産業界で活躍する女性たち (総集編)／災害に負けなかったミルク ほか

## なるほど! 畜産現場

このコンテンツでは、畜産物ができるまでや、現場を支える職人たち、馬事文化などあまり知られていない様々な畜産現場を紹介します。

### ●配信中的内容●

乳製品が搾乳現場から消費者に届くまでに密着! (総集編)／乳製品ができるまで／災害に立ち向かった畜産業界 (総集編)

ほか

グリーンチャンネル  
でも放送中

--- 放送日 ---  
毎週月～金曜日  
朝7時～

## 「がんばる! 畜産! 6」

URL : <https://jlja.lin.gr.jp/ganbaruchikusan/>

(お問合せ先)

公益社団法人中央畜産会 経営支援部 (情報)

TEL : 03-6206-0846 FAX : 03-5289-0890



## 4 農畜産業振興機構からのお知らせ

## 各種交付金単価の公表について

## 1. 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）〔令和5年4・5・6月分〕

（独）農畜産業振興機構は、令和5年4・5・6月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の6の（1）から（4）までの規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費ならびに交付金単価（確定値）を表1および表2のとおり公表しました。

また、令和5年4・5・6月に販売された交付対象牛に適用する同要綱第4の8の精算払いの額については、下記の確定値により算出された交付金の額と概算払の額との差額となります。

（表1）肉専用種の交付金単価（概算払および確定値）

| 算出の区域 | 肉用牛1頭当たりの交付金単価           |                            |               | 算出の区域 | 肉用牛1頭当たりの交付金単価           |                            |               |
|-------|--------------------------|----------------------------|---------------|-------|--------------------------|----------------------------|---------------|
|       | 令和5年4月<br>確定値(概算払)※1     | 令和5年5月<br>確定値(概算払)※1       | 令和5年6月<br>確定値 |       | 令和5年4月<br>確定値(概算払)※1     | 令和5年5月<br>確定値(概算払)※1       | 令和5年6月<br>確定値 |
| 北海道   | 50,758.2円<br>(45,043.4円) | 122,208.3円<br>(117,777.8円) | 117,325.8円    | 新潟県   | —                        | —                          | —             |
| 青森県   | 11,064.6円<br>(5,349.8円)  | 73,794.6円<br>(69,364.1円)   | 80,827.2円     | 富山県   | —                        | —                          | 3,658.5円      |
| 岩手県   | —                        | 37,987.2円<br>(33,556.7円)   | 45,019.8円     | 石川県※2 | —                        | —                          | —             |
| 宮城県   | 6,281.1円<br>(566.3円)     | 69,011.1円<br>(64,580.6円)   | 76,043.7円     | 福井県   | —                        | —                          | —             |
| 秋田県   | 7,117.2円<br>(1,402.4円)   | 69,847.2円<br>(65,416.7円)   | 76,879.8円     | 岐阜県※2 | —                        | —                          | —             |
| 山形県   | —                        | 33,625.8円<br>(29,195.3円)   | 40,658.4円     | 愛知県   | 12,860.1円<br>(7,145.3円)  | 93,140.1円<br>(88,709.6円)   | 63,492.3円     |
| 福島県   | 11,676.6円<br>(5,961.8円)  | 74,406.6円<br>(69,976.1円)   | 81,439.2円     | 三重県   | 8,863.2円<br>(3,148.4円)   | 89,143.2円<br>(84,712.7円)   | 59,495.4円     |
| 茨城県   | 24,353.1円<br>(18,638.3円) | 78,204.6円<br>(73,774.1円)   | 87,864.3円     | 滋賀県   | —                        | 53,672.4円<br>(49,241.9円)   | 78,028.2円     |
| 栃木県   | 21,093.3円<br>(15,378.5円) | 74,944.8円<br>(70,514.3円)   | 84,604.5円     | 京都府   | —                        | 60,228.0円<br>(55,797.5円)   | 84,583.8円     |
| 群馬県   | 30,607.2円<br>(24,892.4円) | 84,458.7円<br>(80,028.2円)   | 94,118.4円     | 大阪府   | —                        | 26,995.5円<br>(22,565.0円)   | 51,351.3円     |
| 埼玉県   | 18,878.4円<br>(13,163.6円) | 72,729.9円<br>(68,299.4円)   | 82,389.6円     | 兵庫県※2 | —                        | —                          | —             |
| 千葉県   | —                        | 46,824.3円<br>(42,393.8円)   | 56,484.0円     | 奈良県   | —                        | 106,445.7円<br>(102,015.2円) | 130,801.5円    |
| 東京都   | —                        | 49,968.0円<br>(45,537.5円)   | 59,627.7円     | 和歌山県  | —                        | 62,012.7円<br>(57,582.2円)   | 86,368.5円     |
| 神奈川県  | 11,476.8円<br>(5,762.0円)  | 65,328.3円<br>(60,897.8円)   | 74,988.0円     | 鳥取県   | 24,552.9円<br>(18,838.1円) | 69,539.4円<br>(65,108.9円)   | 47,349.9円     |
| 山梨県   | —                        | 20,368.8円<br>(15,938.3円)   | 30,028.5円     | 島根県   | 6,970.5円<br>(1,255.7円)   | 51,957.0円<br>(47,526.5円)   | 29,767.5円     |
| 長野県   | 9,273.6円<br>(3,558.8円)   | 63,125.1円<br>(58,694.6円)   | 72,784.8円     | 岡山県   | —                        | 35,878.5円<br>(31,448.0円)   | 13,689.0円     |
| 静岡県   | 11,601.9円<br>(5,887.1円)  | 65,453.4円<br>(61,022.9円)   | 75,113.1円     | 広島県   | 10,481.4円<br>(4,766.6円)  | 55,467.9円<br>(51,037.4円)   | 33,278.4円     |

(つづく)

| 算出の区域 | 肉用牛 1 頭当たりの交付金単価         |                            |                   | 算出の区域 | 肉用牛 1 頭当たりの交付金単価         |                            |                   |
|-------|--------------------------|----------------------------|-------------------|-------|--------------------------|----------------------------|-------------------|
|       | 令和 5 年 4 月<br>確定値(概算払)※1 | 令和 5 年 5 月<br>確定値(概算払)※1   | 令和 5 年 6 月<br>確定値 |       | 令和 5 年 4 月<br>確定値(概算払)※1 | 令和 5 年 5 月<br>確定値(概算払)※1   | 令和 5 年 6 月<br>確定値 |
| 山口県   | 6,296.4 円<br>(581.6 円)   | 51,282.9 円<br>(46,852.4 円) | 29,093.4 円        | 長崎県   | —                        | 27,929.7 円<br>(23,499.2 円) | 47,807.1 円        |
| 徳島県   | —                        | 18,194.4 円<br>(13,763.9 円) | 50,191.2 円        | 熊本県   | —                        | 29,032.2 円<br>(24,601.7 円) | 48,909.6 円        |
| 香川県   | 2,778.3 円<br>—           | 31,895.1 円<br>(27,464.6 円) | 63,891.9 円        | 大分県   | —                        | 24,268.5 円<br>(19,838.0 円) | 44,145.9 円        |
| 愛媛県   | —                        | 5,757.3 円<br>(1,326.8 円)   | 37,754.1 円        | 宮崎県   | —                        | 34,595.1 円<br>(30,164.6 円) | 54,472.5 円        |
| 高知県   | —                        | —                          | —                 | 鹿児島県  | —                        | 30,469.5 円<br>(26,039.0 円) | 50,346.9 円        |
| 福岡県   | —                        | 29,274.3 円<br>(24,843.8 円) | 49,151.7 円        | 沖縄県   | —                        | —                          | —                 |
| 佐賀県   | —                        | 30,571.2 円<br>(26,140.7 円) | 50,448.6 円        |       |                          |                            |                   |

(表 2) 交雑種・乳用種の交付金単価

|     | 肉用牛 1 頭当たりの交付金単価        |                         |               |
|-----|-------------------------|-------------------------|---------------|
|     | 令和 5 年 4 月確定値 (概算払) ※ 1 | 令和 5 年 5 月確定値 (概算払) ※ 1 | 令和 5 年 6 月確定値 |
| 交雑種 | —                       | 13,933.8 円 (9,733.7 円)  | 45,225.0 円    |
| 乳用種 | 45,047.7 円 (39,469.7 円) | 45,099.0 円 (40,943.0 円) | 32,263.2 円    |

※ 1 表中の令和 5 年 4 月および 5 月の肉用牛 1 頭当たりの標準的生産費および肉用牛 1 頭当たりの交付金単価は、上段に確定値、下段 ( ) 内に概算払時の公表値を表示しています。

肉用牛 1 頭当たりの交付金単価 (概算払) は、配合飼料価格安定制度における四半期別の価格差補填の発動がないものとして算出した肉用牛 1 頭当たりの標準的生産費 (見込み) と、肉用牛 1 頭当たりの標準的販売価格との差額に、100 分の 90 を乗じた額から 7,000 円を控除した額ですが、同制度における令和 5 年度第 1 四半期 (4 月から 5 月までの期間) の価格差補填の発動があり、肉用牛 1 頭当たりの標準的生産費が概算払時の公表値から変動しております。このため、肉用牛 1 頭当たりの交付金単価 (確定値) は、同制度における価格差補填を反映した肉用牛 1 頭当たりの標準的生産費 (確定値) と、肉用牛 1 頭当たりの標準的販売価格との差額に、100 分の 90 を乗じた額となります。

※ 2 ※ 2 を付した 3 県については、都道府県標準販売価格が、全国一円を区域として算出した標準的販売価格に、都道府県標準販売価格の標準偏差の 2 倍の額を加えた額を上回ったため、4 月分は岐阜県、5 月分は岐阜県、兵庫県、6 月分は石川県、岐阜県、兵庫県において、単独で標準的販売価格の算定を行っています。

注) 令和 2 年 4 月末日から令和 3 年 5 月末日までに負担金の納付期限を迎える登録肉用牛のうち、負担金の納付期限を猶予した登録肉用牛について、交付金の交付がある場合は、国費分のみ (4 分の 3 相当額) の支払いとなります。

## 2. 肉豚経営安定交付金 (豚マルキン) [令和 5 年度第 1 四半期]

(独) 農畜産業振興機構は、令和 5 年 4 月から 6 月までの算出期間 (令和 5 年度第 1 四半期) における、畜産経営の安定に関する法律 (昭和 36 年法律第 183 号) 第 3 条第 1 項に規定する交付金については、肉豚経営安定交付金交付要綱第 4 の 5 の (1) の規定により算出した標準的販売価格および同 (2) の規定により算出した標準的生産費がそれぞれ下記のとおりとなり、前者が後者を下回らなかったことから、交付はありません。

(表 3) 肉豚経営安定交付金単価について

| 算出期間              | 令和 5 年 4 月から 6 月まで |
|-------------------|--------------------|
| 肉豚 1 頭当たりの標準的販売価格 | 44,557 円/頭         |
| 肉豚 1 頭当たりの標準的生産費  | 41,811 円/頭         |
| 肉豚 1 頭当たりの交付金単価※  | — (交付なし)           |

※ 肉豚 1 頭当たりの交付金単価は、肉豚 1 頭当たりの標準的生産費と肉豚 1 頭当たりの標準的販売価格との差額に 100 分の 90 を乗じた額です。